

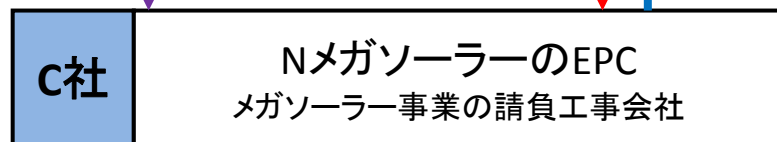
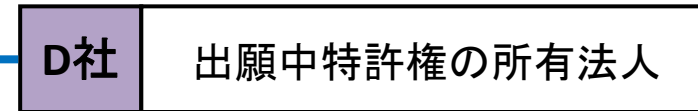
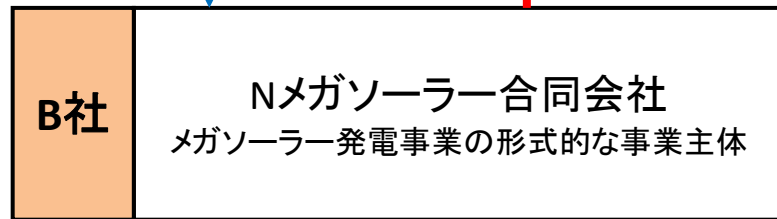
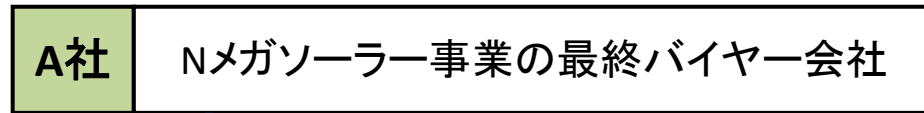
## 出願中特許権を活用した課税繰り延べ スキーム

このスキームは東京と大阪国税局で事前相談を行い、  
了承を得ております。しかしながら本スキームを活用される方は、  
課税当局である所管税務署で事前相談をしていただき、  
所管税務署の承認を得た後、ご活用頂くようお願い申し上げます。  
このスキームは野立ての一般太陽光発電所購入に用いることができます。  
ソーラー・シェアリングに限定しません。

エス・ジー・ケイ株式会社 代表取締役  
鈴木 建一 携帯;090-3953-2923

# 出願中特許権を活用した課税繰り延べのスキーム (その1)

## 取引実行時のスキーム



④ 平成26年12月～27年3月の間に**Y円(25億円)**を支払う。

③ 平成26年12月～出願中特許の通常実施権をノーハウの頭金として**Y円(25億円)**で供与

② D社が所有する出願中特許権を第三者に **z(ゼット)円** で再ライセンスする権利付き通常実施権を付与

① Nメガソーラー事業の請負工事契約の締結

⑤ 平成26年12月～27年3月までに**合計X円(5億円)**を支払う

⑥ 平成27年3月末までに発電設備を引渡し

B社とD社間の報酬の授受は成功報酬方式とする

# 出願中特許権を活用した課税繰り延べのスキーム（その2）

## 関係各社の収支と税効果

（平成27年3月31日時点）

## A社（最終バイヤー会社）

|                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| 通常実施権料支払い          | ▲ Y円 (▲ 25億円)                     |
| A社・Y円を<br>一括損金処理可能 | Y円 × (法人税率) [法人税 = 25億 × 0% = 0円] |

## B社（合同会社）損益計算書

| パターン1<br>通常実施権を売上計上する場合 |            |
|-------------------------|------------|
| 売上                      | 通常実施権料 25億 |
| 経費                      | 減価償却費 5億   |
| 税引前利益                   | ¥ 8.8      |
| 課税額                     | ¥ 3.52     |
| 税引後利益                   | ¥ 5.28     |

| パターン2<br>通常実施権を売上計上しない場合 |           |
|--------------------------|-----------|
| 売上                       | ¥ 0億      |
| 経費                       | 減価償却費 ▲5億 |
| 税引前損益                    | ▲5億       |

平成27年以降の課税繰り延べに活用

平成26年12月26日までに連結納税制度の適用を申請

## B社 資金収支

|               |              |
|---------------|--------------|
| 通常実施権料預り金     | Y円 (25億)     |
| メガソーラー工事代金支払い | X円 (5.億)     |
| ネット           | (Y-X)円 (20億) |

本年度取得した発電設備に対してグリーン投資減税制度を適用

## C社 工事請負会社

|    |         |
|----|---------|
| 売上 | X円 (5億) |
|----|---------|

## D社 出願中特許権の所有法人

|    |    |
|----|----|
| 売上 | 0円 |
|----|----|

3月連携が間に合わなくとも、グリーン税制とは無関係に一括償却できる節税スキームです。

添付ファイルのご説明です。

(1)このファイルの

①A社はバイヤーです。

②B社はバイヤーが作るSPCです。

今は連結せずバイヤーから出資という形を取ります。

③C社はバイヤーが構築を発注するEPCです。

④D社は当社SGKです。SGKからB社に出願中特許(例えば点滴灌水ソーラー)を再ライセンス権つき通常実施権供与します。

供与段階では無償です。

⑤B社はそれをバイヤーであるA社に例えば25億円で再ライセンスします。

⑥A社にとってライセンスを受けた出願中特許は繰延資産となります。5年で償却出来ます。

⑦A社がB社に払った25億円は仮払金です。なぜなら出願中ですので仮払金に立てます。

⑧B社が受けた25億円は仮受金です。収入に立てません。特許が成立した時点で収入に繰り戻します。

⑨この段階では誰にも課税されません。A社が払った25億円はB社の金庫に保管されるだけです。

⑩B社は25億円の内から1MWの真の構築費5億円をEPCであるC社に支払います。これはB社の損金です。

(2) その結果ソーラー案件を購入したA社は初年度で25億円の1/5である真の構築費5億円を一括償却できます。次年度からの4年間で各年5億円ずつ償却できるのはサープラスです。

課税の繰り延べです。A社の資金がA社の支配下のB社の金庫に保管されるだけです。

(3) 添付の点滴灌水ソーラーの特許を活用します。数パネルの下でフィールドテストをするためにライセンスを受けるスキームです。

(4) この節税スキームを用いて、3月連携が間に合わない高圧案件や特別高圧、低圧案件をご購入され、グリーン税制とは無関係にいつでも一括償却することをご検討ください。

(5) ご検討の場合は課税当局である所管税務署に事前相談され承認を受けてください

**【A】東京国税局で確認済みの骨子は;**

- (1) 前記出願中特許の供与料(Y円)はA社にとってはノーハウの頭金であり5年で均等償却できる。
- (2) B社にとっては出願中の特許であり登録されていないので収益に立てず仮受金に立てて蓄積できることが骨子である。

**【B】本出願中特許の価額評価は;**

未成立の特許の技術評価を行っている公的機関は無く、技術内容に依り当事者間で自由な商行為として行われている。

- (1) 点滴灌水ソーラーは気化熱を奪うのでパネルの温度が10°C下がり発電効率が4.5%向上する。  
10MWの太陽光発電所の総構築費を30億円とすれば、その4.5%の部材即ち1億3500万円の部材を節約できるので全世界的に見れば数千億円の価値がある。